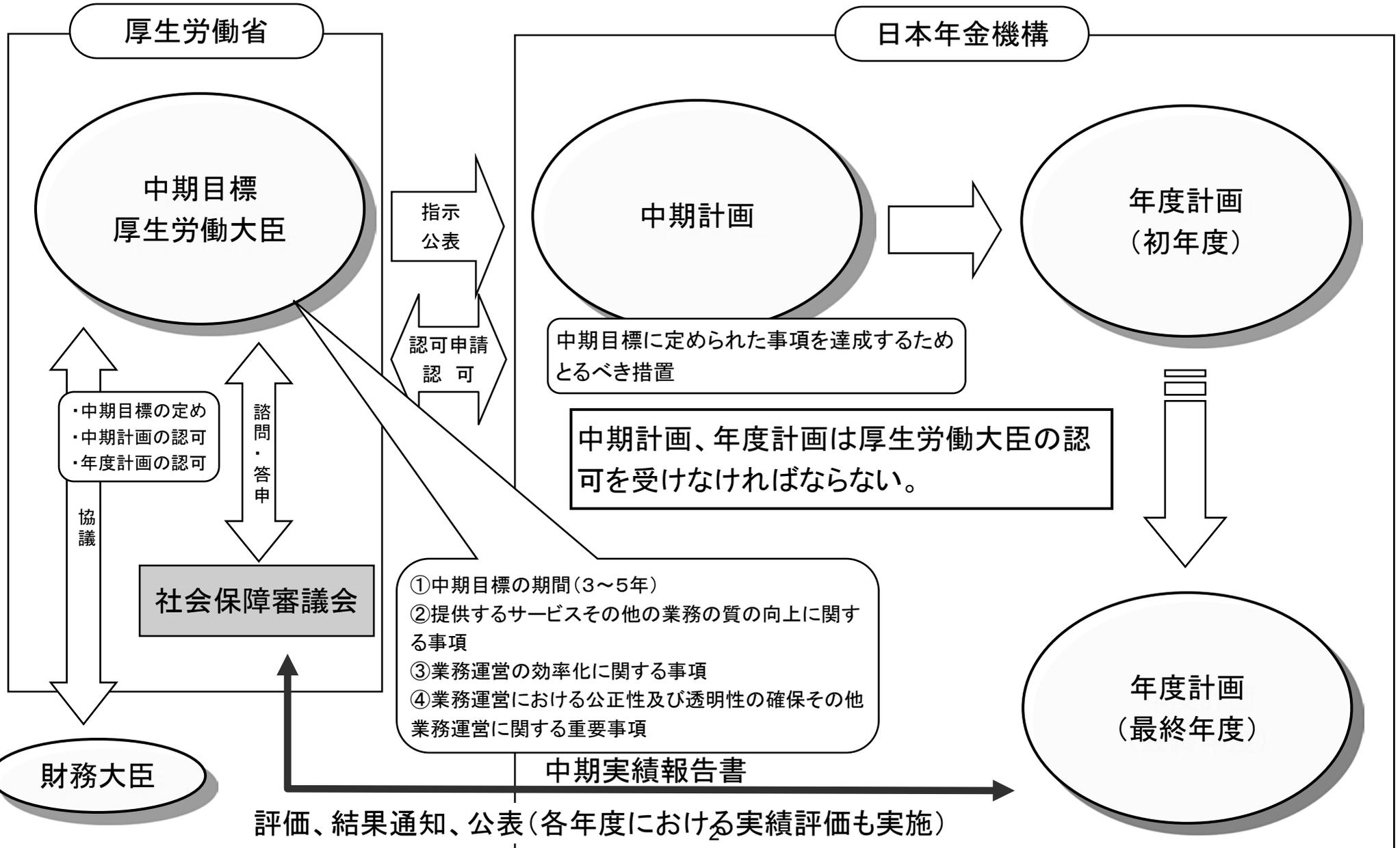


# 日本年金機構評価部会について

# 日本年金機構の中期目標、中期計画、年度計画について



# 日本年金機構に対して第三者の立場からチェックする機関等について

社会保障審議会  
(日本年金機構評価部会)

※委員は、大臣が任命

中期目標の策定、  
実績評価等の諮問

答申

厚生労働大臣

中期目標の指示、  
実績評価等の  
指導監督

運営評議会

被保険者、事業主、受給権者  
その他の関係者の意見を機構の業  
務運営に反映

※委員は、機構理事長が委嘱

業務運営の改善  
に係る意見聴取

・改善意見の提出  
・運営状況等の報告  
聴取 等

日本年金機構  
(理事長、副理事長、常勤理事)

理事会に参画

非常勤理事

(民間企業の経営管理等の識見を機構  
の業務運営に反映)

※理事は、機構理事長が任命  
(大臣が認可)

# 日本年金機構評価部会の業務について

業務日程	日本年金機構評価部会の業務内容 (日本年金機構法に規定されているもの)
中期目標期間開始時 (最初の中期目標は機構発足まで)	・ 大臣が中期目標を策定、変更するに当たって諮問を受ける。(機構法第52条)
毎事業年度終了時(6~10月)	・ 大臣が機構の各事業年度の業務の実績に関する評価を行うに当たって諮問を受ける。(機構法第52条)
中期目標期間終了時(6~10月)	・ 大臣が機構の中期目標期間の業務の実績に関する評価を行うに当たって諮問を受ける。(機構法第52条)
その他必要に応じて行う事項	・ 大臣が機構に対し業務改善命令を行うに当たって諮問を受ける。(機構法第52条)

(注) 上記の諮問事項のほか、日本年金機構評価部会は、機構の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準について、大臣からの通知を受け、当該支給基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて意見をいうことができる。(機構法第21条第5項)

# 日本年金機構の中期目標に定める事項の骨子案

○ 以下の骨子案は、「平成21年度において社会保険庁が達成すべき目標」、「平成21年度社会保険事業計画」、及び「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」の重要事項を踏まえて整理。

## ① 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- ◆ 年金記録問題への対応に関する事項
- ◆ 適用事務に関する事項（国民年金の適用の適正化、厚生年金保険等の適用の適正化）
- ◆ 保険料等収納事務に関する事項（国民年金保険料の納付率の向上、厚生年金保険等の徴収対策の推進）
- ◆ 給付事務に関する事項
- ◆ 広報、相談等に関する事項（広報活動の推進、国民への情報提供の推進、年金相談の充実）
- ◆ 国民の声を反映させる取組に関する事項
- ◆ 電子申請の推進に関する事項

## ② 業務運営の効率化に関する事項

- ◆ 効率的な業務運営体制に関する事項
- ◆ 運営経費の抑制等に関する事項
- ◆ 外部委託の推進に関する事項
- ◆ 社会保険オンラインシステムの見直しに関する事項
- ◆ その他業務運営の効率化の取組に関する事項

## ③ 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項

- ◆ 内部統制システムの構築に関する事項
- ◆ 情報公開の推進に関する事項
- ◆ 人事及び人材の育成に関する事項
- ◆ 個人情報保護に関する事項

## 参照条文

## ○ 日本年金機構法（平成十九年法律第九号）（抄）

（役員の報酬等）

第二十一条 役員に対する報酬及び退職手当（以下この条において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

- 2 機構は、役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間事業の役員の報酬等、機構の業務の実績、第三十四条第二項第四号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、第二項の規定による届出があつたときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を社会保障審議会に通知するものとする。
- 5 社会保障審議会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、厚生労働大臣に対し、意見を申し出ることができる。

（中期目標）

第三十三条 厚生労働大臣は、三年以上五年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 中期目標においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で厚生労働大臣が定める期間をいう。第三十七条第一項において同じ。）
  - 二 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
  - 三 業務運営の効率化に関する事項
  - 四 業務運営における公正性及び透明性の確保その他業務運営に関する重要事項

（中期計画）

第三十四条 機構は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下この条及び次条において「中期計画」という。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（年度計画）

第三十五条 機構は、毎事業年度、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業年度における同条第二項各号に掲げる事項についての業務運営に関する計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第三十六条 厚生労働大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならない。

2 (略)

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第三十七条 (略)

2 厚生労働大臣は、機構の中期目標の達成状況について、評価を行わなければならない。

3 (略)

(業務改善命令)

第四十九条 厚生労働大臣は、第三十六条第一項又は第三十七条第二項の規定による評価の結果必要があると認めるとき、その他機構の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 (略)

(社会保障審議会への諮問)

第五十二条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、社会保障審議会に諮問しなければならない。

- 一 第三十三条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。
- 二 第三十六条第一項又は第三十七条第二項の規定による評価を行おうとするとき。
- 三 第四十九条第一項の規定による命令をしようとするとき。

(財務大臣との協議)

第五十三条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第三十三条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。
- 二 第三十四条第一項、第三十五条、第四十三条第一項若しくは第二項又は第四十五条の規定による認可をしようとするとき。

(社会保障審議会への諮問等)

附則第六条 厚生労働大臣は、最初の中期目標の策定に必要な準備として、施行日前においても社会保障審議会に諮問すること及び財務大臣との協議を行うことができる。